

令和3年度

『笠郷地域創生 自治町民会議』総会

「地域が育てる・ふるさと笠郷」

笠郷地域創生自治町民会議 委員 各位

委員の皆様には、本会議が行う笠郷地区発展の活動に、ご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。

現在、コロナワクチン接種が切望される中、コロナ変異株が急速に拡大中のため、昨年同様書面総会として開催しますので、議決行使書にご記入の上、返送お願い致します。

【5つの取組み 重点項目】

1. 支えあいのまちづくり (健康・福祉部会)
(教育・文化・商工部会)
 - (1). 三世代交流の推進
 - (2). ひとり暮らしの見守り
2. 安全で安心なまちづくり (安全・安心部会、総務部会)
(教育・文化・商工部会)
 - (1). 自助について啓発
 - (2). 災害弱者の避難対策
 - (3). 地域で災害に備えるための方法の件討・情報の共有
 - (4). 防災のための体制の充実・人づくり
 - (5). 通学路等の地域の安全性向上
3. 育みあいのまちづくり (教育・文化・商工部会、総務部会)
 - (1). コミュニティ・スクールの充実
4. 美しく活力あるまちづくり (環境・美化部会)
 - (1). 美化活動の実施とごみ捨てマナーの啓発
5. 助け合いのまちづくり (総務部会)
 - (1). 団体の体制・活動の見直し

令和3年 5月 19日 (水)
午後 7時 (書面総会 開催)
笠郷地域創生自治町民会議

第1号議案

令和3年度 笠郷地域創生自治町民会議

委員・理事・役員名簿(案)

R3/5/1

No.	自治会等 役職	氏名	役職	部会名
1	笠郷地域創生自治町民会議会長	細川 一	会長	総括
2	区長会長	安田 正	副会長	総括
3	船附区長	大橋 徳法	理事	安全・安心
4	栗笠区長	高橋 敏央	理事	健康・福祉
5	大野区長	澁谷 武司	理事	教育・文化
6	上之郷区長	川地 悦郎	理事	環境・美化
7	船附自治会代表	藤井 貞治	専門委員	安全・安心
8	船附自治会代表	伊藤 博文	専門委員	安全・安心
9	船附自治会代表	西脇 義重	専門委員	安全・安心
10	船附自治会代表	水谷 武則	専門委員	安全・安心
11	下笠自治会代表	吉川 一憲	専門委員	安全・安心
12	下笠自治会代表	林 真也	専門委員	安全・安心
13	下笠自治会代表	加藤 正文	専門委員	安全・安心
14	下笠自治会代表	日比 正昭	専門委員	安全・安心
15	下笠自治会代表	八木 英志	専門委員	環境・美化
16	栗笠自治会代表	大橋 勉	専門委員	安全・安心
17	栗笠自治会代表	小島 義雄	専門委員	安全・安心
18	大野自治会代表	田中 昭博	専門委員	安全・安心
19	大野自治会代表・民生児童委員代表	澁谷 均	理事	健康・福祉・安全・安心
20	上之郷自治会代表	近藤 恒夫	専門委員	安全・安心
21	公民館長・社協支部長	田中 和一	理事	総務
22	公民館分館長会長	佐藤 寛	専門委員	総務
23	婦人の会会長	藤井 理恵	専門委員	総務
24	笠郷老人クラブ連合会会長	藤枝 定光	専門委員	健康・福祉
25	体育委員会会長	小野 清裕	理事	教育・文化
26	町議会議員・農業委員会会長	西脇 康	理事	環境・美化
27	農事改良組合副組合長	伊藤 秋廣	専門委員	環境・美化
28	町消防団笠郷分団長	大橋 力雄	理事	安全・安心
29	町消防団笠郷副分団長	藤井 光二	専門委員	安全・安心
30	女性防火クラブ笠郷会長	安田 里巳	専門委員	安全・安心
31	笠郷地区交通安全協会会長	中嶋 俊美	専門委員	安全・安心
32	子ども会育成会長	西脇 孝子	専門委員	環境・美化
33	社会教育委員	近藤 尚子	専門委員	教育・文化
34	五三土地改良区理事長	藤井 清	専門委員	環境・美化
35	環境保全対策協議会事務局	近藤 智	専門委員	環境・美化
36	東部中学校PTA代表	近藤 啓継	専門委員	教育・文化
37	笠郷小学校PTA会長	西脇 友和	専門委員	教育・文化
38	船附こども園保護者会長	山中 美咲	専門委員	健康・福祉
39	下笠保育園保護者会長	馬場 眞梨子	専門委員	健康・福祉
40	商工会笠郷支部長	小野 力雄	専門委員	教育・文化
41	下笠保育園園長	児玉 法彰	専門委員	健康・福祉
42	船附こども園園長	片野 佳代子	専門委員	健康・福祉
43	食改善協議会笠郷支部長	川瀬 愛子	専門委員	健康・福祉
44	笠郷地区スポーツ推進委員	西脇 里奈	専門委員	教育・文化
45	スポーツ少年団代表	古川 有里	専門委員	教育・文化
46	JA西美濃笠郷支店長	松尾 隆浩	専門委員	総務
47	笠郷小学校校長	倉本 雅志	専門委員	教育・文化
48	笠郷地域創生自治町民会議委員	松永 良治	専門委員	安全・安心
49	町民会議事務局長	佐藤 富士男	事務局長	総括

○印:役員 総括(3) 総務(4) 安全・安心(19) 健康・福祉(8) 環境・美化(7) 教育・文化(9)

No.	町民会議 役職	氏名	備考
50	笠郷自治町民会議顧問(町議会議員)	西脇 康	役員兼務
51	監事	松永 良治	専門委員兼務
52	監事	西脇 君男	

笠郷地域創生自治町民会議 (笠郷自治会館内 電話:36-0006)
事務局長 佐藤富士男

令和3年度 笠郷地域創生自治町民会議 書面総会開会、及び書面議決用 次第

1. 書面総会開催への経緯

新型コロナウイルス感染症はワクチン接種を目前にして、感染力の強い変異株に置き換わりつつ、感染急拡大し続けています。このような現状を踏まえ、笠郷地域創生自治町民会議「役員会」では書面総会開催、及び書面議決をすることに決定しました。

昨年に引き続き、例年とは異なる総会ですが、ご理解の上承知をお願いします。

2. 総会出席・書面議決集計、立ち合い

集計 : (会長)細川 一、(副会長)安田 正、(事務局長)佐藤 富士男

立ち合い : (監査)西脇 君男、松永 良治

3. 議事

- ・第1号議案 令和3年度 改選役員・委員承認の件
- ・第2号議案 令和2年度 事業報告承認の件
令和2年度 収支決算承認の件
令和2年度 監査報告承認の件
- ・第3号議案 令和3年度事業計画案承認の件
令和3年度収支予算案承認の件

養老町民憲章

わたしたちの町、養老町は、緑の山、
清らかな水に恵まれた歴史の町です。

わたしたちの、この美しいふるさとを、
先人のたゆまぬ努力によって伸びつづけてきました。
た。

わたしたちは、愛の輪をさらにひろげ、
力をあわせて未来につづく明るい町をつくります。

1. おはよう こんにちは と
元気な声があく町にしましょう。
1. 美しい自然の中で 力いっぱい
働ける町にしましょう。
1. おとしよりが 豊かにくらせる
町にしましょう。

【収入の部】

款	項	目	今年度 予算額	今年度 決算額	差額 (決算-予算)	摘要
交付金 及び 補助 金	町交 付金	地域 総合 活動 交付 金	4,033,000	4,033,000	0	人件費1,412,000円(事務2人分)
		委託金	0	0	0	
自己 資金		笠郷地域 振興費	1,390,000	1,375,000	-15,000	1,000円×1,375軒、
		昨年度繰 越金	297,942	297,942	0	
		寄付金	0	0	0	
		雑入	40,000	10,021	-29,979	笠郷自治町民会議備品使用料、利息等
		積立金取 崩し	700,000	700,000	0	R1年度積立金250,000円+ H30年度積立金450,000円
		その他	140,000	0	-140,000	
		自己資金 計	2,567,942	2,382,963	-184,979	
合計(人件費除 く)			5,188,942	5,003,963	-184,979	
総合計			6,600,942	6,415,963	-184,979	

【支出の部】

款	項	今年度 予算額	今年度 予算額(改1)	今年度 予算額(改2)	今年度 決算額	差額 (決算-予算)	摘要
人件費		1,412,000	1,412,000	1,412,000	1,072,705	-339,295	事務長+事務員(1名)1,072,705円 人件費残金町へ返却(339,295円)
事務費		400,000	400,000	400,000	364,775	-35,225	消耗品(紙、インク、文具等)、事務通信費、 HP維持管理費、傷害保険料、委員手当等、
会議費		30,000	30,000	30,000	9,727	-20,273	諸会議お茶代
事業 費	総務部会 費	2,448,000	1,548,000	* 1,648,000	1,647,758	-242	公民館OA化・インフラ整備、推進員事業、 公民館事務費、総務部会費(Hp運用費等)
	安全・安心 部会費	700,000	1,400,000	1,850,000	875,400	-974,600	防犯灯・街路灯設置、防災備品購入(発電 機、ポータブル電源、投光器)
	環境・美化 部会費	250,000	250,000	* 210,000	180,129	-29,871	リサイクル啓蒙活動、笠郷クリーン活動、看 板点検、ゴミ捨てマナー改革活動
	健康・福祉 部会費	200,000	200,000	170,000	149,084	-20,916	3世代絵手紙交流、体温計・消毒殺菌石鹸 を保育園、こども園、小学校に提供
	教育・文 化・商工部 会費	550,000	700,000	620,000	562,749	-57,251	体委員事業費 350,000円、瓢箪苗育成、 FBC花壇花育成協力、スクールサポーター 支援、旧跡編集委員会
	事業費計	4,148,000	4,098,000	4,498,000	3,415,120	-1,082,880	
社会福祉協議会笠 郷支部補助金		0	0	0	0	0	
積立金		300,000	300,000	0	1,000,000	1,000,000	R3年度へ積立(特別積立金含む)
予備費(R2繰越 金、町返却金)		310,942	360,942	260,942	553,636	292,694	339,295円返却、214,341円繰越
合計(人件費除 く)		5,188,942	5,188,942	5,188,942	5,343,258	154,316	
総合計		6,600,942	6,600,942	6,600,942	6,415,963	-184,979	

(注)*印金額は予備費から50,000円流用して予算を加算


【積立金】

令和2年度積立金	1,000,000	令和3年度取り崩し予定(積立金70万円+コロナ特別積立金30万円)
令和元年度積立金	700,000	令和2年度250,000円取崩し済、令和3年度450,000円取崩し予定
平成30年度積立金	450,000	令和2年度に取り崩し済


会計監査報告書

令和2年度 笠郷地域創生自治町民会議 会計の
収支決算について、会計諸帳簿及び関係書類を審査
した結果、適正かつ正確に処理されていることを確認
しましたので、ここに報告致します。

令和 3年 4月 16日

監事 西 脇 君 男 

令和 3年 4月 16日

監事 松 永 良 治 

令和3年度 笠郷地域創生自治町民会議 事業計画(案)

月	総会・理事会/事業計画	専門部会
4	会計監査	
	防犯灯、街灯設置(時期未定)	
5	理事会・役員会	専門部会(計画、具体化)
	公民館運営委員会(事業計画) 総会(事業計画、予算案)	
6	●3世代交流ペタンク大会(6/12)	専門部会
	FBC花壇協力	
7	公民館運営委員会	専門部会
	理事会	
8	●夏祭り(8/16)	専門部会
	笠郷地区情報伝達訓練 笠郷地区防災訓練	
9	3世代交流会	専門部会
	●敬老会(9/19)	
10	●運動会(10/10)	専門部会
	養老町絆ウォーキング ●3世代交流ペタンク大会(10/23) 理事会	
11	笠郷地区「クリーン活動の日」(11/7)	専門部会
	町バルシューレチャンピオンシップ	
12	公民館運営委員会	専門部会(総括、来年度計画)
1	●元旦マラソン(1/1)	専門部会(総括、来年度計画)
	理事会	
2	養老町なわとび大会(2/6)	専門部会(総括、来年度計画)
	●公民館祭り(2/27)	
3	理事会・役員会(来年度事業計画)	

令和3年度 笠郷地域創生自治町民会議 収支予算書(案)

【収入の部】

款	項	目	令和3年度 予算額	令和2年度 予算額	差額 (3年度-2年度)	摘要
交付金 及び 補助金	町交付金	地域総合活 動交付金	4,532,252	4,033,000	499,252	R3年度人件費1,914,252円
	委託金		0	0	0	
自己 資金	笠郷地域振興費		1,375,000	1,390,000	-15,000	1,000円×1,375軒、
	昨年度繰越金		214,341	297,942	-83,601	
	寄付金		0	0	0	
	雑入		30,000	40,000	-10,000	夏祭りバザー売り上げ
	積立金取崩し		1,450,000	700,000	750,000	令和2年度積立金1000,000円+ 令和元年度積立金450,000円
	その他		50,000	140,000	-90,000	公民館行事協賛金等
	自己資金計		3,119,341	2,567,942	551,399	
合計(人件費除く)			5,737,341	5,188,942	548,399	
総合計			7,651,593	6,600,942	1,050,651	

【支出の部】

款	項	令和3年度 予算額	令和2年度 予算額	差額	摘要	
人件費		1,914,252	1,412,000	502,252	事務局長+事務局員(2名)、 人件費の残金は町へ返却	
事務費		580,000	400,000	180,000	消耗品、事務通信費、会合手当、HP維持管理 費、傷害保険料、役員手当等、	
会議費		30,000	30,000	0	諸会議お茶代	
事業 費	総務部会費	2,258,000	2,448,000	-190,000	公民館4行事、推進員、公民館事務費含、総務部 会費(HP運用費)	
	安全・安心部会費	1,700,000	700,000	1,000,000	防災訓練、連絡網訓練、防災備蓄品購入、防災啓 蒙活動、防犯灯・街灯設置、	
	環境・美化部会費	200,000	250,000	-50,000	リサイクル啓蒙活動、クリーン活動、看板点検、ゴ ミ捨てマナー改革活動	
	健康・福祉部会費	200,000	200,000	0	3世代交流会、健康増進活動、一人暮らし見守 り、コロナ対策活動費	
	教育・文化・商工会費	550,000	550,000	0	体育委事業35万円、瓢箪苗育成、瓢箪講演会・ 絵付け、看板点検、地区資料、FBC花壇協力	
	事業費計		4,908,000	4,148,000	760,000	
社会福祉協議会笠郷支部補助金		0	0	0		
積立金		0	300,000	-300,000		
予備費		219,341	310,942	-91,601		
合計(人件費除く)			5,737,341	5,188,942	548,399	
総合計			7,651,593	6,600,942	1,050,651	

【積立金】

令和2年度積立金	1,000,000	令和3年度取り崩し予定
令和元年度積立金	700,000	令和2年度は25万円、令和3年度は45万円取り崩し予定
平成30年度積立金	450,000	令和2年度取り崩し

笠郷地域創生自治町民会議規約

(名称)

第1条 本会は、笠郷地域創生自治町民会議（以下「自治町民会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 自治町民会議は、住民相互の連携を深め、住民の創意工夫と責任のもと、住み良い笠郷地域を形成していくとともに、笠郷地域まちづくり計画（以下「まちづくり計画」という。）を策定し、この計画に基づくまちづくりの実践に努めることを目的とする。

(事務局設置場所)

第3条 自治町民会議の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。

養老町船附 1148 番地 笠郷自治会館内

(活動の範囲)

第4条 自治町民会議の活動範囲は、笠郷地域内とする。ただし、他の町民会議と協力、連携して行う活動はこの限りでない。

(構成)

第5条 自治町民会議は、次の者をもって構成する（以下「構成員」という。）。

- (1) 笠郷地域内に在住及び在勤する者
- (2) 笠郷地域内の各区
- (3) 笠郷地域内で活動する団体
- (4) 笠郷地域に所在する事業所
- (5) その他、会長が必要と認める者

(事業)

第6条 自治町民会議は、第2条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) まちづくり計画の策定
- (2) まちづくり計画に基づく事業の実施
- (3) 養老町あるいは笠郷地域各区との協働事業の実施
- (4) 養老町との間で締結した指定管理業務等の実施
- (5) その他第2条の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第7条 自治町民会議は、前条の事業を行うため、次の組織を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 理事会
- (4) 専門部会

2 理事及び専門委員の選出は、各区、各種団体及び学識経験者等より別表に基づき選出する。

(役員)

第8条 自治町民会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 専門部会長 部会毎に1名
- (5) 監事 2名

2 会長及び副会長は、理事の互選により選出し、総会において承認を得る。

3 監事は、役員会において推薦し、総会において決定する。

4 監事は、議決権を持たないが、役員会及び総会に出席して意見を述べるができる。

(役員の仕事)

第9条 自治町民会議の役員の仕事は、次のとおりとする。

- 2 会長は、自治町民会議を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代行する。
- 4 事務局長は、自治町民会議の事務及び事務局を統括する。
- 5 監事は、自治町民会議の会計及び事業の執行状況を監査する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。ただし、同じ役職への就任は、8年を限度とする。

2 補欠により選出された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間は、その仕事をを行わなければならない。

(顧問の設置)

第11条 自治町民会議に、顧問を置くことができる。顧問は、役員会において推薦し、総会において決定する。

(会議)

第12条 自治町民会議の会議は、総会、役員会、理事会及び専門部会とする。

(会議の開催及び運営)

第13条 会議は、過半数以上の委員の出席がなければ開催できない。但し会議開催前に書面（電子データ等も含む）による出席と、書面（電子データ等も含む）による議決（委任状等も含む）の届けがあれば、会議に出席し議決する事と同一と見なす。また、役員会の許可を得て、電子媒体を介して遠隔地から同時刻に回答が可能であれば、会議に出席しているとする。

2 会議は、原則として公開とする。

- 3 会議を開催するにあたっては、開催日時、場所、議題について、事前に周知することを原則とする。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第14条 総会は、理事及び専門委員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、又は理事会の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。
- 5 総会は、次の事項を決定する。
 - (1) 地域まちづくり計画に関すること。
 - (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 自治町民会議の事業計画、予算及び事業報告、決算に関すること。
 - (4) その他、重要事項に関すること。

(役員会)

第15条 役員会は、第8条第1項で定める監事を除く役員及び第17条第1項に定める専門部会の各部会長をもって構成する。

- 2 役員会は、総会、理事会、専門部に提出する議案を協議作成し、自治町民会議の円滑な運営を目指すものとする。
- 3 役員会は、理事会及び専門部会から提出された案件について審議する。
- 4 役員会は、緊急を要する事項に限り理事会に諮り、合意を得て執行することができる。
- 5 役員会は、会長が招集する。
- 6 役員会の議長は、会長とする。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(理事会)

第16条 理事会は、理事で構成し、役員会より提示された内容について審議する。

- 2 理事会は、専門部に付託する内容について検討し、決定することができる。
- 3 理事会は、会長が招集する。
- 4 理事会の議長は、会長とする。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(専門部会)

第17条 専門部会(以下「部会」という。)は、理事及び専門委員で構成し、総会及び役員会等で決定された方針に基づき施策を実施するため、自治町民会議に次の専門部会を置く。

- (1) 総務部会
- (2) 安全・安心部会
- (3) 環境・美化部会
- (4) 健康・福祉部会
- (5) 教育・文化・商工部会

- 2 部会は、部会長が招集する。
- 3 部会には、部会長1名及び副部会長1名を置き、部会員の互選により選出する。
- 4 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 部会長及び副部会長の任期は2年とし、再任は妨げない。但し、同じ役職への任期は8年を限度とする。任期の途中で所属する各種団体の、代表任期が終了した場合等は、その年度末までを任期とする。
- 7 部会長は、部会の検討経過及び結果について、会長に報告するものとする。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(会計)

第18条 自治町民会議の運営等に要する経費は、養老町からの地域総合活動交付金、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

- 2 自治町民会議の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 3 会長は、会計年度開始後に予算が総会において議決されていない場合は、総会において予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

(会計監査)

第19条 監事は、監査結果を総会で報告し、承認を得た場合は、速やかにこれを公表する。

(事務局)

第20条 自治町民会議の事務を処理させるため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長を置き、役員会の承認を経て、会長が任命する。
- 3 事務局に、必要に応じ事務局員を置くことができる。
- 4 事務局長は、会務及び会計を総理する。
- 5 事務局員は、事務局長を補佐する。

(個人情報の保護)

第21条 自治町民会議の構成員は、自治町民会議の活動を通じて知り得た個人情報により、個人の権利及び利益が侵害されることがないように、その保護に努めなければならない。

(情報の公開)

第22条 自治町民会議の運営及び事業等に関する情報は、構成員に対して積極的に公開するものとする。

(委任)

第23条 この規約に定めるもののほか、自治町民会議の運営に関して必要な事項は、会長が理事会に諮り別に定める。

附 則

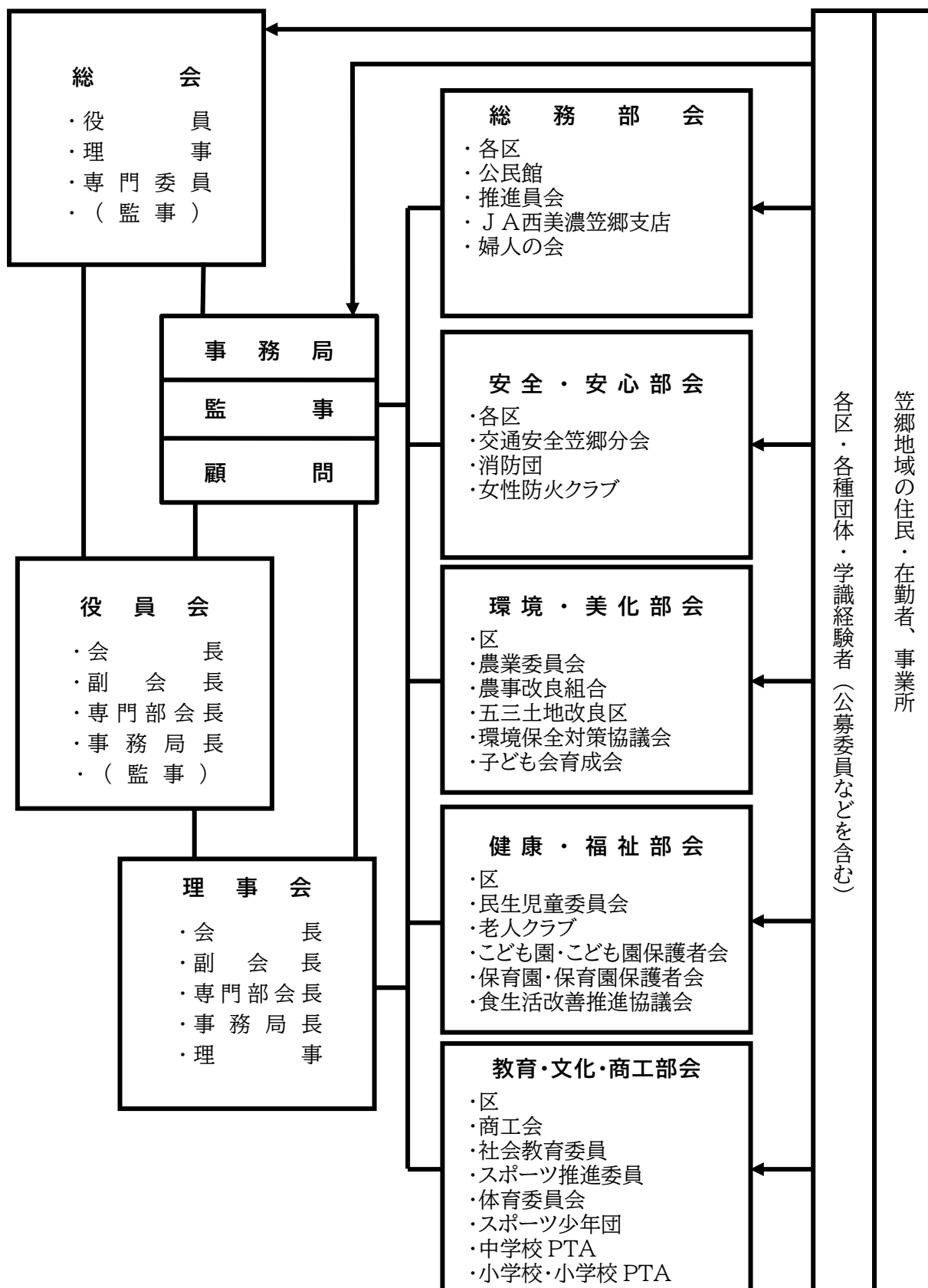
- 1 この規約は、平成28年4月30日から施行する。
- 2 自治町民会議の設立初年度の会計年度は、第18条第3項の規定にかかわらず、総会で設立議決のあった日から平成29年3月31日までとする。

別表(第7条 第2項関係)

No.	団体名	選出人数		備 考
		理 事	専 門 委 員	
1	船附区	1	4	区長、副区長等
2	大野区	1	2	区長、副区長等
3	下笠区	1	4	区長、副区長等
4	上之郷区	1	1	区長、副区長等
5	栗笠区	1	2	区長、副区長等
6	公民館、親孝行生涯学習町民会議	1	1	館長、推進員会長
7	民生児童委員会	1	0	支部長
8	老人クラブ	0	1	会長
9	船附こども園	0	1	園長
10	下笠保育園	0	1	園長
11	食生活改善推進協議会	0	1	会長
12	農業委員会	1	0	会長
13	農事改良組合	0	1	組合長
14	五三土地改良区	0	1	理事長
15	環境保全対策協議会	0	1	会長
16	J A西美濃笠郷支店	0	1	支店長
17	商工会	0	1	会長
18	交通安全笠郷分会	0	1	会長
19	社会教育委員	0	1	笠郷地区委員
20	子ども会育成会	0	1	会長
21	婦人の会	0	1	会長
22	スポーツ推進委員	0	1	笠郷地区委員
23	体育委員会	1	0	会長
24	スポーツ少年団	0	1	少年団親代表
25	中学校PTA	0	1	会長
26	小学校PTA	0	1	会長
27	笠郷小学校	0	1	校長
28	船附こども園保護者会	0	1	会長
29	下笠保育園保護者会	0	1	会長
30	町消防団第6分団	1	1	団長、副団長
31	女性防火クラブ笠郷分会	0	1	会長
32	笠郷地域事業所・企業	0	若干名	理事会で承認された組織、
33	学識経験者(公募委員を含む)	若干名	若干名	理事会で承認された者、

(注)

理事、委員は本表に準じ選出する、複数団体の長兼務の場合、理事・委員の兼務はせず代行者を立てる、のが望ましい。



令和3年度 笠郷地域創生自治町民会議 総会

書面による総会参加及び議決権行使書

○総会への書面参加及び各議案について、「承認」、「不承認」のいずれかを○印で囲んでください。

・第1号議案 笠郷地域創生自治町民会議 令和2年度改選役員・委員承認の件 承認 不承認
意見等

・第2号議案 同上 令和2年度事業報告、収支決算、監査報告承認の件 承認 不承認
意見等

・第3号議案 同上 令和3年度事業計画案、収支予算案、承認の件 承認 不承認
意見等

○その他、全般についてご意見、ご要望ありましたらご記入願います。

[]

令和3年____月____日

(御氏名)

(令和3年 5月 19日(水)午前中必着で返送願います)

令和3年度「笠郷地域創生自治町民会議」書面総会

- ・集計日時：令和3年 5月 19日(火) 19時 (12:00到着分まで)
- ・監査役立ち合いの下、会長・副会長・事務局長で開票、集計します
- ・議案の議決結果は3日以内に連絡します。

笠郷地域創生自治町民会議 印